

# イーストスプリング・インド株式ファンド（3か月決算型） 第68期 決算のお知らせ

当ファンドは、2024年12月16日に第68期決算を迎えました。基準価額水準や市況動向等を勘案した結果、分配金（1万口当たり、税引前）を500円としましたのでお知らせいたします。

分配金（1万口当たり、税引前）

第68期（2024年12月16日）

500円

## ■ 分配の推移 直近12期分（1万口当たり、税引前）

決算期	第57期 2022/3/15	第58期 2022/6/15	第59期 2022/9/15	第60期 2022/12/15	第61期 2023/3/15	第62期 2023/6/15	第63期 2023/9/15
分配金	300円	300円	500円	300円	200円	300円	500円
決算期	第64期 2023/12/15	第65期 2024/3/15	第66期 2024/6/17	第67期 2024/9/17	第68期 2024/12/16	設定来累計	
分配金	400円	500円	500円	500円	500円	5,900円	

※分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。

## ■ 設定来の基準価額の推移／ファンドの運用実績（2007年12月18日～2024年12月16日）



※基準価額は、信託報酬（後掲の「ファンドの費用」をご参照ください）控除後の数値です。※基準価額（分配金再投資）は、信託報酬控除後かつ税引前分配金を全額再投資したものと計算しています。※ファンドの期間別運用実績は、基準価額（分配金再投資）をもとに計算した騰落率です。また、各期間の応当日が休業日の場合はその前営業日の基準価額（分配金再投資）を使用して計算しています。※当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

## ■ 今後の見通し

インドでは足元の農村部における個人消費の回復や高額消費の継続的な成長に加え、これまで下院総選挙の影響で遅れていた公共投資支出の回復が見込まれていることから、経済成長や企業の収益成長に対する市場の評価も改善すると考えています。インド準備銀行（中央銀行、RBI）による利下げタイミングについては市場の見方が分かれており、金利動向が業績に与える影響が大きい不動産や銀行などの業種に対する不透明感を市場は嫌気しています。このような環境は当ファンドにとって投資機会を見出す好機と捉えています。銀行は利下げが利ざやにマイナスの影響を与える可能性がある一方で、利下げにより金融システム全体で資金の流れが円滑になり預金獲得余地の改善が期待できると見えています。インドはこれまで他の新興国と比較して、バリュエーションから見て割高な水準にありますが、内需の国であるインドは世界的な景気変動の影響が相対的に小さいことや、これまでの政策や制度改革への政府の取り組みを市場が評価していることが背景にあります。引き続き、ファンダメンタルズが強く割安な銘柄に着目しながら、選別投資を行う方針です。

当ファンドのリスク、手数料等の概要は、当資料内の「投資リスク」、「ファンドの費用」の欄をご覧ください。  
また、それぞれの詳細につきましては、最新の「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。

英国ブルーデンシャル社は、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社の最終親会社です。最終親会社およびそのグループ会社は主に米国で事業を展開しているブルーデンシャル・ファイナンシャル社、および英国のM&G社の子会社であるブルーデンシャル・アシユアランス社とは関係がありません。



## 投資リスク

### 基準価額の変動要因

投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて主に値動きのある有価証券に投資するため、当ファンドの基準価額は投資する有価証券等の値動きによる影響を受け、変動します。また、外貨建資産に投資しますので、為替変動リスクもあります。したがって、当ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。当ファンドの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。

<基準価額の変動要因となる主なリスク>



#### 株価変動リスク

株式の価格は、内外の政治経済情勢、株式を発行する企業の業績および信用状況等の変化の影響を受け変動します。当ファンドは主に株式に実質的に投資を行いますので、基準価額は株価変動の影響を受けます。



#### 為替変動リスク

当ファンドは、実質的に組入れた外貨建資産について原則として為替ヘッジを行いませんので、為替レートの変動の影響を受けます。為替相場が円高方向に変動した場合には、基準価額の下落要因となります。



#### 信用リスク

有価証券の発行者の経営・財務状況やそれらに対する外部評価の悪化により、組入れた有価証券の価格が大きく下落し、基準価額の下落要因となる場合があります。



#### 流動性リスク

組入れた有価証券の市場規模が小さく取引量が少ない場合や市場が急変した場合、当該有価証券を希望する時期や価格で売却できないことがあり、基準価額の下落要因となる場合があります。



#### カントリーリスク

新興国の金融市場は先進国に比べ、安定性、流動性等の面で劣る場合があります。政治、経済、国家財政の不安定要因や法制度の変更等に対する市場感応度が大きくなる傾向があります。これに伴い、投資資産の価格が大きく変動することや投資資金の回収が困難になることがあります。



#### 外国の税制変更リスク

当ファンドが投資対象とする外国投資法人の設定地および投資対象国において、税制が変更された場合には、基準価額に影響を与える可能性があります。

(注) 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

### その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスクや取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(流動性の極端な減少等)があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取消すことがあります。
- 分配金は計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。投資者のファンドの購入価額によっては、支払われた分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上りが小さかった場合も同様です。

※詳細につきましては、最新の「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。

お申込メモ

購入単位	販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。
購入価額	お申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	お申込みの販売会社の定める日までにお支払いください。
換金単位	販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。
換金価額	換金の受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額とします。
換金代金	換金の受付日から起算して原則として7営業日目からお支払いします。
購入・換金申込受付不可日	営業日が以下①～③の日のいずれかにあたる場合は購入・換金のお申込みはできません。 ①インドの金融商品取引所の休場日 ②シンガポールの銀行休業日 ③モーリシャスの銀行休業日
申込締切時間	原則として午後3時までに、購入・換金の申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込分とします。 ※ 2024年11月5日以降は、原則として午後3時30分までに、購入・換金の申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とする予定です。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細はお申込みの販売会社にお問い合わせください。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けたお申込みの受け付けを取消すこと、またはその両方を行うことがあります。
信託期間	無期限(2007年12月18日設定)
繰上償還	以下のいずれかにあたる場合には、受託会社と合意のうえ、繰上償還を行うことがあります。 ①受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合 ②受益者のため有利であると認める場合 ③やむを得ない事情が発生した場合
決算日	毎年3月、6月、9月、12月の各15日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	原則として毎決算時に収益分配方針に基づき分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。 また、受益者と販売会社との契約によっては、税金を差引いた後、無手数料で収益分配金の再投資が可能です。
信託金の限度額	5,000億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	委託会社は、年2回(6月および12月)の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 益金不算入制度および配当控除の適用はありません。

※詳細につきましては、最新の「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。



**ファンドの費用**

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	3.85%( <b>税抜3.5%</b> )を上限として販売会社がそれぞれ別に定める率を、お申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。
信託財産留保額	換金の受付日の翌営業日の基準価額に <b>0.3%</b> の率を乗じて得た額とします。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬等)	当ファンド①	純資産総額に対して年率1.3497%(税抜1.227%) 計算期間を通じて毎日費用として計上され、日々の基準価額に反映されます。信託財産からは毎計算期末または信託終了時に支払われます。					
		<当ファンド①の配分>					
		<table border="1"> <tr> <td>委託会社</td> <td>年率0.5500%(税抜0.500%)</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年率0.7700%(税抜0.700%)</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年率0.0297%(税抜0.027%)</td> </tr> </table>	委託会社	年率0.5500%(税抜0.500%)	販売会社	年率0.7700%(税抜0.700%)	受託会社
	委託会社	年率0.5500%(税抜0.500%)					
販売会社	年率0.7700%(税抜0.700%)						
受託会社	年率0.0297%(税抜0.027%)						
投資対象とする 投資信託証券②	年率0.60%程度						
	実質的な負担 (①+②)	<b>年率1.9497%程度(税込)</b>					
その他の費用・ 手数料	信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、目論見書および運用報告書等の印刷費用、公告費用等)は、純資産総額に対して年率0.10%を上限とする額が毎日計上され、日々の基準価額に反映されます。信託財産からは6月および12月の計算期末または信託終了時に支払われます。また、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等についても信託財産から支払われます。 「その他の費用・手数料」は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を表示することができません。						

※投資者のみなさまが負担する費用の合計額は、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

**委託会社およびファンドの関係法人**

委託会社およびその他の関係法人の概要は以下の通りです。

委託会社 **イーストスプリング・インベストメンツ株式会社**

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第379号/加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会  
当ファンドの委託会社として信託財産の運用業務等を行います。

受託会社 **三菱UFJ信託銀行株式会社**

当ファンドの受託会社として信託財産の保管・管理業務等を行います。

販売会社 販売会社に関しては、次ページをご覧ください。

販売会社は、当ファンドの受益権の募集の取扱いおよび販売、換金に関する事務、収益分配金・換金代金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

※詳細につきましては、最新の「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。

販売会社一覧 投資信託説明書(交付目論見書)のご請求、お申込先

金融商品取引業者等	金融商品取引業者	登録金融機関	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
アイザワ証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第3283号	○	○		○
池田泉州TT証券株式会社	○		近畿財務局長(金商)第370号	○			
岩井コスモ証券株式会社	○		近畿財務局長(金商)第15号	○	○	○	
auカブコム証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第61号	○		○	
SMBC日興証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○
株式会社SBI証券	○		関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
岡三証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第53号	○	○	○	○
岡三にいがた証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第169号	○			
十六TT証券株式会社	○		東海財務局長(金商)第188号	○			
東海東京証券株式会社	○		東海財務局長(金商)第140号	○	○	○	○
内藤証券株式会社	○		近畿財務局長(金商)第24号	○			○
西日本シティTT証券株式会社	○		福岡財務支局長(金商)第75号	○			
西村証券株式会社	○		近畿財務局長(金商)第26号	○			
日産証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第131号	○		○	○
野村證券株式会社(新規販売停止)	○		関東財務局長(金商)第142号	○	○	○	○
浜銀TT証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第1977号	○			
播陽証券株式会社	○		近畿財務局長(金商)第29号	○			
フィデリティ証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第152号	○	○		
二浪証券株式会社	○		四国財務局長(金商)第6号	○			
ほくほくTT証券株式会社	○		北陸財務局長(金商)第24号	○			
松井証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第164号	○		○	
マネックス証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	○
丸三証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第167号	○			
みずほ証券株式会社(新規販売停止)	○		関東財務局長(金商)第94号	○	○	○	○
水戸証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第181号	○	○		
楽天証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○
リテラ・クリア証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第199号	○			
ワイエム証券株式会社	○		中国財務局長(金商)第8号	○			
株式会社イオン銀行(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)		○	関東財務局長(登金)第633号	○			
株式会社SBI新生銀行(委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)		○	関東財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社SBI新生銀行(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)		○	関東財務局長(登金)第10号	○		○	
PayPay銀行株式会社		○	関東財務局長(登金)第624号	○		○	

※上記は当資料作成時点での予定を含む情報を記載しています。また、金融商品仲介業者を含むことがあります。

照会先:  
**イーストスプリング・インベストメンツ株式会社**  
 TEL.03-5224-3400  
 (受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで)  
 ホームページアドレス <https://www.eastspring.co.jp/>

ご留意事項

○当資料は、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社が、当ファンドの参考となる情報の提供およびその内容やリスク等を説明するために作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。○当資料は信頼できると判断された情報等をもとに作成していますが、必ずしもその正確性、完全性を保証するものではありません。○当資料の内容は作成日時時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。○当資料で使用しているグラフ、パフォーマンス等は参考データをご提供する目的で作成したものです。数値等の内容は過去の実績や将来の予測を示したものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。○投資信託は、預貯金および保険契約ではなく、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護および補償の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。○ご購入の際は、あらかじめ販売会社がお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)、契約締結前交付書面等(目論見書補完書面を含む)の内容を必ずご確認のうえ、投資のご判断はご自身でなさいませうお願いいたします。